

給付品目一覧表(対象:18歳以上の身体障がい者)

㊦ と記載されている用具については、介護保険が優先しますので、介護保険の対象となる方は支給されない場合があります。

区分	種目	性能	限度額	対象者	耐用年数
介護・訓練 支援用具	㊦ 特殊寝台	原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	¥154,000	在宅であって、下肢又は体幹機能障がい2級以上	8年
	㊦ 特殊マット	じょくそうの防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	¥19,600	在宅であって、下肢又は体幹機能障がい1級の者(常時介護を要する者に限る。)	5年
	㊦ 特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもので、障がい者又は介護者が容易に使用し得るもの。	¥67,000	下肢又は体幹機能障がい1級(常時介護を要する者に限る。)	5年
	入浴担架	障がい者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	¥82,400	在宅であって、下肢又は体幹機能障がい2級以上(入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。)	5年
	㊦ 体位変換器	介助者が障がい者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	¥15,000	在宅であって、下肢又は体幹機能障がい2級以上(下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。)	5年
	㊦ 移動用リフト	介護者が重度身体障がい者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	¥159,000	在宅であって、下肢又は体幹機能障がい2級以上	4年
自立生活支 援用具	㊦ 入浴補助用具	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	¥90,000	在宅であって、下肢又は体幹機能障がい者であって、入浴に介助を必要とする者	8年
	㊦ 便器	障がい者が容易に使用し得るもの。(手すりをつけることができる。)ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	¥9,850	下肢又は体幹機能障がい2級以上	8年
	頭部保護帽	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	¥12,160	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能に障がいをする者	3年
	歩行補助杖(一本杖)	障がい者の安全が配慮されたもの。	¥4,410	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能に障がいをする者	3年
	㊦ 移動・移乗支援用具(歩行支援用具)	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア、障がい者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ、転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	¥60,000	在宅であって、平衡機能又は下肢もしくは体幹機能に障がいをする者	8年
	特殊便器	温水・温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	¥151,200	在宅であって、上肢障がい2級以上	8年
	火災警報器	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。	¥15,500	在宅であって、障がい等級2級以上(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	8年
	自動消火器	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期火災を消化し得るもの。	¥28,700	同 上	8年
	電磁調理器	障がい者が容易に使用し得るもの。	¥41,000	在宅であって、視覚障がい2級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	6年
	歩行時間延長信号機用小型送信機	同 上	¥7,000	在宅であって、視覚障がい2級以上	10年
聴覚障がい者用屋内信号装置	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの。	¥87,400	在宅であって、聴覚障がい2級(聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)	10年	

区分	種目	性能	限度額	対象者	耐用年数
在宅療養等 支援用具	透析液加温器	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	¥51,500	在宅であって、腎臓機能障がい3級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者	5年
	ネブライザー	障がい者が容易に使用し得るもの。	¥36,000	呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がい者であって、必要と認められる者(意見書要)	5年
	電気式たん吸引器	同 上	¥56,400	同 上	5年
	酸素ポンプ運搬車	同 上	¥17,000	医療保険における在宅酸素療法を行う者	10年
	視覚障がい者用体温計(音声式)	同 上	¥9,000	在宅であって、視覚障がい2級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	5年
	視覚障がい者用体重計	同 上	¥18,000	同 上	5年
	視覚障がい者用血圧計(音声式)	同 上	¥16,800	在宅であって、視覚障がい2級以上かつ日常的に血圧を測定する必要があると認められる者(18歳以上)(意見書等要)	5年
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの。	¥157,500	心臓機能障がい若しくは呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がい者であって、必要と認められる方(医師の意見書が必要)。	5年
排泄管理 支援用具	ストマ用装具(紙おむつを含む)	人工肛門や人工膀胱を造設した人が身体に装着して排泄物をためることができるもの	直腸機能障がい用装具 ¥8,858 ぼうこう機能障がい用装具 ¥11,639 紙おむつ ¥12,000	直腸機能又はぼうこう機能に障がいがある者で日常的にストマ用装具を必要とする者、ただし紙おむつについては次のいずれかに該当する者 ア、治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の著しい皮膚のびらん、ストマの変形のためストマ用装具を装着できない者並びに先天性疾患(先天性鎖肛を除く)に起因する神経障がいによる高度の排尿機能障がい又は高度の排便機能障がいのある者で紙おむつを必要とする者(意見書要) イ、概ね18歳未満で発症した脳性麻痺等により四肢機能障害や体幹機能障害を有する身体障がい者であって①自力トイレに行けないこと、②自力で便座(排便補助具の使用を含む。)に座ることができないこと、③介助による定時排泄ができないこと、の全てに18歳未満の時点で該当したと認められる者(意見書要)	なし
	収尿器	障がい者が容易に使用し得るもの。	¥8,925	下肢もしくは体幹機能に障がいがある者	なし
	住宅改修費	④ 居室生活動作補助用具 障がい者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。	¥200,000	在宅であって、下肢、体幹機能障がい又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい(移動機能障がいに限る。)を有する者であって障がい等級3級以上の者(ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障がい2級以上の者)	なし
情報・意思 疎通支援用具	携帯用会話補助装置	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障がい者が容易に使用し得るもの。	¥98,800	音声機能若しくは言語機能障がい者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障がいがある者	5年
	情報・通信支援用具	障がい者がパソコンを扱うにあたり補助的な機能を有するもの。	¥100,000	在宅であって、上肢又は視覚障がい2級以上	なし
	点字ディスプレイ	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの。	¥383,500	視覚障がい及び聴覚障がいの重度重複障がい者(原則として視覚障がい2級以上かつ聴覚障がい2級)であって、必要と認められる者	6年
	点字器	障がい者が容易に使用し得るもの。	¥10,712	主に、点字によってコミュニケーションを行う視覚障がい者	5年
	点字タイプライター	容易に操作できるもの。	¥63,100	在宅であって、視覚障がい2級以上で現に就労もしくは就学しているか又は就労、就学が見込まれる者	5年
	視覚障がい者用ポータブルレコーダー	(録音再生用) 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者が容易に使用し得るもの。 (再生専用) 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式に記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	¥85,000 ¥35,000	視覚障がい2級以上	6年

区分	種目	性能	限度額	対象者	耐用年数
情報・意思 疎通支援用 具	視覚障がい者用活 字文書読上げ装置	文字情報と同一紙面上に記載された当該文 字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信 号に変換して出力する機能を有するもので、 視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	¥99,800	在宅であって、視覚障がい2級以上	6年
	視覚障がい者用 拡大読書器	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上 に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等) をモニターに映し出せるもの。	¥198,000	在宅であって、視覚障がい者であって、本 装置により文字等を読むことが可能になる 者	8年
	視覚障がい者用 時計	障がい者が容易に使用し得るもの。	触読式 ¥10,300 音声 ¥13,300	視覚障がい2級以上	10年
	テレビ音声付ラジオ	地上デジタル放送及びAM/FM放送を受信す る機能を有し、かつ、災害時の緊急放送を受 信するものであって、障がい者が容易に使用 し得るもの。	¥29,000	視覚障がい2級以上	6年
	聴覚障がい者用 通信装置	一般の電話に接続することができ、音声の代 わりに、文字等により通信が可能な機器であ り、障がい者が容易に使用できるもの。	¥42,000	在宅であって、聴覚障がい者又は発声・ 発語に著しい障がい者を有する者であって、 コミュニケーション、緊急連絡等の手段と して必要と認められる者	5年
	聴覚障がい者用 情報受信装置	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者用番 組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の 映像を合成したものを画面に出力する機能を 有し、かつ、災がいつの聴覚障がい者向けの 緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者が 容易に使用し得るもの。	¥88,900	在宅であって、聴覚障がい者であって、本 装置によりテレビの視聴が可能になる者	6年
	人工喉頭	障がい者が容易に使用し得るもの。	¥72,203	音声機能を喪失した者であって、コミュ ニケーション手段として必要があると認めら れる者	5年
点字図書	点字により作成された図書。	年間6タイトル又は24 巻を限度として認めら れる額。	主に、情報の入手を点字によっている視 覚障がい者	なし	